

入札説明書

福岡県が発注する鞍手浄水場 中央監視設備更新工事に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年6月17日

2 工事名

鞍手浄水場 中央監視設備更新工事

3 工事場所

鞍手郡鞍手町大字木月外1箇所

4 工事の発注方式

- (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術資料を受付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（簡易A型）の適用工事である。
- (2) 本工事は、最低制限価格制度を適用せず、低入札価格調査制度を適用する。
- (3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）を設けている。なお、詳細は「福岡県建設工事低入札価格調査試行要領」（以下「低入札価格調査試行要領」という。）による。

5 工事内容

別冊仕様書等のとおり

6 工事概要

監視・制御用PLC盤更新	一式
継電気盤・変換器盤・中継端子盤更新	一式
水位計更新	一式
計器盤更新	一式
UPS更新	一式

7 工期

契約締結日の翌日から令和10年3月24日まで

8 電子入札に関する事項

- (1) 本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。なお、電子入札によりがたいとは、次のアからウのいずれかに該当する場合をいうものである。
 - ア ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなりICカード再発行の申請中の場合
 - イ 名簿登録事項に変更が生じたこと等により、ICカード再発行の申請中の場合

ウ その他やむを得ない事由があると認められる場合

上記アからウのいずれかに該当する場合は、9の(1)の場所に紙入札方式参加承諾願を提出して入札担当部局の承諾を受けること。

- (2) 電子入札による手続開始後は、原則として、紙入札方式への途中変更を認めない。ただし、障害等のやむを得ない事情がある場合は、9の(1)の場所に紙入札方式移行申請書を提出して入札担当部局の承諾を受けること。
- (3) 紙入札方式による手続開始後は、電子入札への途中変更は認めない。
- (4) その他電子入札に関する事項は、福岡県電子入札運用基準(公共事業)による。

9 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 入札手続きに関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県企業局管理課電気工水係(県庁行政棟6階北棟)
電話番号 092-643-3787

(2) 工事に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県企業局管理課工務係(県庁行政棟6階北棟)
電話番号 092-643-3788

10 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

電気工事について、「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」(令和5年12月福岡県告示第805号)に定める資格を得ている者(令和8年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)記載者)。

11 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和8年6月29日(月曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱(昭和62年6月30日総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこと。
- (3) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱(昭和54年9月22日総務部長依命通達)第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続の開始決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿に記載された者を除く。
- (5) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ア 本工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者である。

株式会社 松尾設計

イ 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当する者である。

(ア) 当該受託者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者

(イ) 当該受託者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者

(ウ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を兼ねている場合における当該建設業者

(6) 電気工事について、入札参加資格者名簿の格付がA等級であること。

(7) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所を福岡県内に有し、かつ、当該営業所が電気工事について入札参加資格者名簿に登録されていること。

(8) 平成 23 年度以降に、公共工事の元請（共同企業体の場合も含む）として、上水道、下水道又は工業用水道施設において、中央監視設備を含む電気設備工事（設置、改築に限る。）の施工実績を有すること。なお、建築付帯電気設備工事は対象としない。

(9) 電気工事業について、監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。なお、監理技術者とは当該工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者をいう。また、当該工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(10) 簡易な施工計画が適切であること。なお、適切であるとは、必要事項の記載があること、かつ、発注者が示す課題を明らかに逸脱したものではないことをいう。

(注 1) 上記 (8) の公共工事とは、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注する建設工事をいう。なお、特殊法人等とは、次のアからクに掲げる要件のいずれかに該当する法人とする。

ア 地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に基づく法人であること。

イ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 10 条に基づいて設立された法人であること。

ウ 地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に基づく法人であること。

エ 高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）に基づく法人であること。

オ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号）に基づく法人であること。

カ 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）に基づく法人であること。

キ 独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）に基づく法人であること。

ク 日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）に基づく法人であること。

また、改築とは、対象施設の再建設あるいは、取り替えを行うこと。一部の取り替えは対象外とする。

1.2 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、別紙「別表1：評価項目及び評価基準」に示すとおりとする。

(2) 総合評価の方法

評価は、入札参加条件を満たす入札参加者に標準点（100点）を与え、さらに上記（1）により評価した評価項目について、0点から20点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、さらに、低入札価格調査基準比較価格以上で入札した者には施工体制評価点（1.1点）を与え、その合計点を入札価格で除して得られた評価値により行う。評価基準は別紙「別表1：評価項目及び評価基準」のとおり。

（算出式）

標準点＋加算点＝100点＋（0～20点）

評価値＝【標準点＋加算点＋施工体制評価点（0点又は1.1点）】／【入札価格】

なお、落札者の決定方法は25による。

(3) 評価内容の担保

請負者の責により入札時の評価内容が満足出来ない場合、工事成績評定点の減点を行う。減点数は下記のとおりとする。

ア 配置予定技術者の途中交代が認められた場合で、入札時の「配置予定技術者の技術力」の得点が満足出来ない場合、5点減点する。

(4) 配置予定技術者の評価について

配置予定技術者が複数申請されている場合は、評価項目における得点の合計点が最も低い者を加算点の対象とする。

(5) 技術資料の作成

技術資料は別紙「（様式1-2）入札参加申込確認票」に基づき作成するものとする。

1.3 設計図書等の交付

設計図書等は、公告日から開札日まで福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより交付する。

「トップページ」>「組織できがす」>「企業局管理課」

1.4 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問書の受付

仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、別紙「質問書」により提出すること。ただし、質問の内容が、簡易な施工計画の評価に関するものについては、回答を行わない。

ア 提出方法

別紙「質問書」に必要事項を記載の上、持参又は電子メールにより提出すること。

イ 提出場所

9の（2）に同じ。

なお、電子メールの場合は、kigyokyoku@pref.fukuoka.lg.jp へ送信すること。送信後は必ず企業局管理課工務係 [092-643-3788] に着信の確認を行うこと。

ウ 受領期間

令和8年6月18日（木曜日）から令和8年7月17日（金曜日）までの毎日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を

除く。)、午前9時00分から午後4時30分まで。

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答書は、令和8年6月18日(木曜日)から開札日まで福岡県庁ホームページに掲載する。

「トップページ」>「組織できがす」>「企業局管理課」

1.5 入札参加申込みの受付

(1) 申込受付場所

9の(1)と同じ。

(2) 申込受付期間

令和8年6月18日(木曜日)から令和8年6月29日(月曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで。

(3) 提出書類

様式第10号「入札参加申込確認票」を参照。

(4) 提出方法

ア 電子入札業者の場合

(3)の書類のうち、各様式のみを電子入札システムに添付(ただし、様式1号の1を除く。)して申請するとともに(3)の提出書類(添付書類を含む全て。)をA4サイズの紙(A3サイズをA4サイズに折り込んだものも可)に印刷し、9の(1)の部局へ持参又は郵送すること。郵送の場合はウの手続きによる。

イ 紙入札業者の場合(紙入札方式により入札手続を行う者をいう。以下同じ。)

(3)の提出書類(添付書類を含む全て。)をA4サイズの紙(A3サイズをA4サイズに折り込んだものも可)に印刷し、9の(1)の部局へ持参又は郵送すること。郵送の場合はウの手続きによる。

ウ 郵送手続

(ア) 郵送する書類の名称、枚数を記載した目録を作成すること。

(イ) 9の(1)の場所の名称及び所在地をあて名とする書留とすること。

(ウ) 封書表面に鞍手浄水場中央監視設備更新工事と明記の上、「入札参加申請書類在中」と朱書きすること。

(エ) 書類の分割郵送は認めない。

(オ) 郵送する場合の期限は、令和8年6月29日(月曜日)午後4時30分までに9の(1)の場所に必着とする。

(5) その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は、提出者に無断で他の用途に使用しない。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 受付期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

1.6 競争参加資格確認通知

競争参加資格の有無は、令和8年7月10日(金曜日)までに競争参加資格確認通知書により通

知する。

1 7 競争参加資格がないと決定した者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと決定された者は、福岡県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領（平成 14 年 12 月 24 日総務部長依命通達）（以下「苦情処理手続要領」という。）の規定に基づき、その理由について説明を求めることができる。
- (2) 上記（1）の説明を求める場合は、令和 8 年 7 月 17 日（火曜日）までに書面（苦情処理手続要領様式第 1 号）を 9 の（1）の場所へ持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受けけない。
- (3) 上記（2）の書面の提出があったときは、令和 8 年 7 月 27 日（月曜日）までに、説明を求めた者に対して書面（苦情処理手続要領様式第 2 号）により回答する。

1 8 入札の日時及び入札書の提出方法

(1) 入札の日時

電子入札システムによる入札の受付期間は、令和 8 年 7 月 13 日（月曜日）午前 8 時 30 分から令和 8 年 8 月 10 日（月曜日）午前 10 時 00 分まで。

紙入札方式による入札は、令和 8 年 8 月 10 日（月曜日）午前 10 時 00 分。

(2) 入札書の提出方法

- ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式の場合は、入札書を 9 の（1）の場所に持参すること。
- イ 入札執行回数は、1 回とする。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札書に記載される金額を記録した電磁的記録を含む。）に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。
- エ その他、入札心得書及び福岡県電子入札運用基準（公共事業）の規定による。

1 9 工事費内訳書（明細書がある場合、明細書を含む。以下「工事費内訳書等」という。）の提出

- (1) 入札書提出時に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書等を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式の場合は、入札書提出時に工事費内訳書等を 9 の（1）の場所に持参すること。
- (2) 工事費内訳書等の様式は自由であるが、記載内容は、金抜設計書の項目と同項目で作成され、かつ、入札価格と整合したものであること。
- (3) 工事費内訳書等は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではない。なお、上記（2）に違反する工事費内訳書等の提出があった場合は、当該工事費内訳書等提出者の入札を無効とする。

2 0 開札の日時及び場所

入札終了後、直ちに 9 の（1）の場所において行う。

2.1 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積った契約希望金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を9の(1)の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積った契約希望金額(税込み)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証券を提出する場合。なお、保険期間は、開札日から14日間とする。

イ 過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合。なお、同規模とは最終契約金額が1,000万円以上である契約をいう。

(2) 契約保証金

落札者は、請負代金額(税込み)の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を9の(1)の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(請負代金額(税込み)の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約(請負代金額(税込み)の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証券を提出する場合

2.2 入札の辞退

入札を辞退する場合は、18の(1)の期間において電子入札システムにより辞退届を提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札辞退届を9の(1)の場所に提出すること。

2.3 入札の無効

(1) 次の入札は、無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令、入札説明書又は福岡県県土整備部競争入札心得書等において示した入札に関する条件に違反している入札

ウ 同一入札者が二以上の入札(他人のICカードを使用しての入札を含む。)をした場合、当該入札者のすべての入札

エ 所定の場所及び日時に到達しない入札

オ 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず(紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名押印がなく)、入札者が判明しない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

キ 入札保証金が2.1(1)に規定する金額に達しない入札

ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者(入札参加の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

ケ くじ番号の記載のない入札(くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認

できない入札を含む。)

- コ 入札書提出時に、工事費内訳書等の提出がない入札
- サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書等の提出がない入札
- シ 調査基準比較価格を下回った価格で入札を行う者であって、入札書提出時に、低入札価格調査票の提出がない入札

なお、低入札調査票は、低入札価格調査試行要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

2.4 失格基準価格

低入札価格調査試行要領第7条に基づき、失格基準比較価格を下回った価格で入札を行った者は、低入札価格調査を行わずに失格とする。

(1) 算定方法

失格基準比較価格 = 調査基準比較価格 × 0.99 (千円未満切り上げ)

調査基準比較価格 : P 1

調査基準価格 = P 1 × 1.10

失格基準比較価格 : P 2 = P 1 × 0.99

失格基準価格 = P 2 × 1.10

ア 計算例①

調査基準比較価格 : P 1 = 50,000,000 円の場合

失格基準比較価格 : P 2 = P 1 × 0.99 = 49,500,000 円

イ 計算例②

調査基準比較価格 : P 1 = 50,050,000 円の場合

失格基準比較価格 : P 2 = P 1 × 0.99 = 49,550,000 円 (500 円切り上げ)

2.5 落札者の決定方法、落札者決定通知及び技術評価点通知

(1) 落札者の決定方法

- ア 入札価格が予定価格と失格基準価格の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、1.2 (2) によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。
- イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準比較価格以上であれば、落札者として決定する。
- ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準比較価格以上であれば、電子くじにより落札者を決定する。
- エ 落札候補者のうち、入札価格が調査基準比較価格未満である者がいた場合は、落札者の決定を保留する。
- オ 入札価格が調査基準比較価格未満の落札候補者については、低入札価格調査試行要領に基づく調査を実施する。
- カ オにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その者を落札候補者とみなす。
- キ オにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないと認められる場合は、その者を失格とする。

- ク オにおける調査ののち、落札候補者が1者である場合は、その者を落札者として決定する。
- ケ オにおける調査ののち、落札候補者が2者以上である場合は、電子くじにより落札者を決定する。
- コ オにおける調査ののち、落札候補者がいなくなった場合は、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

落札者が決定した場合は、電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から9(1)の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

(3) 技術評価点通知

自者の加算点内訳については、入札参加申込み時に別紙「技術評価点の通知について」による申し出があった場合は、入札結果公表の日から起算して5日以内(県の休日を除く。)に通知するものとする。ただし、入札の辞退、無効及び失格の場合は、通知しない。

なお、評価点の根拠となる審査内容及び他者の技術評価点に関することは、通知しない。

2.6 調査基準価格及び失格基準価格の有無

有

2.7 予定価格及び調査基準価格等の事前公表の有無等

(1) 事前公表

有

(2) 場所及び方法

ア 9の(1)の場所において掲示する。

イ 入札参加者については、16の競争参加資格確認通知書に記載する。

(3) 掲示期間

令和8年7月13日(月曜日)から令和8年8月10日(月曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで。

(4) 注意事項

予定価格以下の価格で入札できない者は、22により、入札前に辞退すること。

2.8 支払条件

(1) 前払金

有

(2) 部分払又は中間前金払(契約締結時にいずれかを選択)

有

2.9 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

(1) 工事請負契約書(以下「契約書」という。)第4条第2項及び第5項に規定する契約保証金の額を、請負代金額(税込み)の10分の3以上とすること。

(2) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額(税込み)の10分の3とすること。

- (3) 監理技術者は専任で配置し、契約書第 10 条第 2 項に規定する現場代理人との兼務は認めないものとする。
- (4) 現場代理人及び技術者は、他工事との兼務を認めないものとする。

30 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）、入札心得書及びその他関係法令を遵守すること。
- (5) 落札者は、契約の締結に当たって、工事請負契約書第 48 条の 3 第 1 項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人としめないこと等について誓約する誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。
- (6) 発注者が、競争性が確保されないと判断した場合のほか、やむを得ない事由が生じた時は、入札を取り止めることがある。
- (7) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。また、前段に該当する者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。